

市記載欄	本人確認 父	処理年月日等	面接日	年	月	日
	母		入所日	年	月	日
	保育所名					

未出生の場合、子ども氏名、個人番号、性別及び生年月日は未記入で結構です。

保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書【記入例】

（宛）

申請年月日：令和〇年〇〇月〇〇日

次のとおり、加

付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請及び保育所等への入所を申し込みます。

ふりがな 子どもの氏名	ちくしの たろう 筑紫野 太郎	性別	男	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	現在の保育の状況	☒ 自宅で保育 ※幼稚園、認可外入所の場合在園証明書等の提出が必要 ☐ 預けている
(個人番号)	(〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)		女	〇 歳	RO. 4. 1時点	転入前の場合は、転入後の予定の住所をご記入ください。 不明の場合は未記入で結構です。	
(申請者) ふりがな 保護者名	ちくしの いちろう 筑紫野 一郎	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 筑紫野市石崎〇-〇-〇				
連絡先	(父) 〇〇〇 - 〇〇〇〇-〇〇〇〇 (母) 〇〇〇 - 〇〇〇〇-〇〇〇〇	RO. 1. 1時点で住民票がある自治体名	父		〇市内 ☒ 他(福岡市)	RO. 1. 1時点で住民票がある自治体名	母
			母	☒ 市内 ☐ 他()		☒ 市内 ☐ 他()	

提出日

①世帯の状況 父母及び同居者（別世帯の同居者を含む。）を全て記入してください。

氏 名 (個人番号)	子ども との続柄	生年月日	氏 名 (個人番号)	子ども との続柄	生年月日
筑紫野 一郎 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	父	〇〇・〇〇・〇〇	筑紫野 花子 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	祖母	〇〇・〇〇・〇〇
筑紫野 和子 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	母	〇〇・〇〇・〇〇			
古賀 士郎 (〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇)	祖父	〇〇・〇〇・〇〇			

単身赴任等で父または母が別住所の場合も
ご記入ください。
なお、世帯分離をしている同住所地の
世帯員についても記入が必要です。

②現在の状況について記入してください。

出産の予定	☒ 無 ☐ 有 予定日 年 月 日 ※母子手帳の写しの提出が必要
育児休業の取得	☐ 無 ☒ 有(予定も含む。) 〇〇年〇〇月〇〇日まで(育休短縮入所希望： ☐ 無 ☒ 有)
障がい者の同居 (有の場合、該当するものに チェック)	☐ 無 ☒ 有 氏名： 古賀 士郎 交付自治体： 福岡県 ☒ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ※該当する場合は ☐ 特別児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当受給証明書 ☐ 障害年金 写しの提出が必要
ひとり親世帯の場合のみ記入	☐ 該当世帯 入所希望日をご記入ください。 なお、入所希望日＝慣らし保育開始日と なります。復職日(就労開始日等)から最 大3週間前から入所が可能です。 (詳しくは次ページを参照)
生活保護世帯の場合のみ記入	☐ 該当世帯 通知書(写)、戸籍等の提出が必要 受給証明書の提出が必要

③保育の希望の有無、希望する期間等

保育の希望	☒ 有 : 保護者の保育を必要と ☐ 無 : 幼稚園、認定こども園(教育)を希望(直接、施設に申込が必要)・・・①、②、③、④及び裏面⑥を記入
希望する 利用期間	令和〇年 4月 1日 から(注2) 有効期間は 〇時 〇分 から 〇時 〇分 まで 希望する 利用時間 8時 00分 から 17時 30分 まで

(注1)「保育所等」とは、

(注2)申請年月日より遡及

④利用を希望する施設

第1希望	〇〇保育園	第5希望	
第2希望	△△保育所	第6希望	
第3希望	〇〇保育園(分園)	第7希望	

本園と分園がある場合は、
それぞれ別に記入してください。

新規で2人以上のきょうだいを同時申込する場
合は、いずれかにチェックをお願いします。
なお、「入所可能な子から入所する」にチェック
をつけた場合、入所できなかった子については
認可外保育施設等の在園証明書の提出が必要
となります。提出がない場合、入所可能な子
も入所取消となりますのでご注意ください。

同じ施設に入所することができない場合】
□全員同時であれば異なる施設でも入所する □入所可能な子から入所する
や復職等が必要です。入所できなかった子については、認可外保育施設等の在籍が必要です。

(裏面)

⑤保育の利用を必要とする理由等

※保護者の就労、疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由						備考
	父	☒ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護等	☐ 災害復旧		
		☐ 求職活動	☐ 就学	☐ 虐待・DV	☐ 育児休業	☐ その他		
母	☒ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護等	☐ 災害復旧			
	☐ 求職活動	☐ 就学	☐ 虐待・DV	☐ 育児休業	☐ その他			

○特記事項

健康状態	
留意事項	同意事項については必ずご確認ください。

⑥申請にあたっての同意事項

1) 筑紫野市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づく事務手続を処理するために、地方税関係情報について取得することに同意します。
3) 年度当初(4月)の利用に向けた認定事務が集中する時期の審査結果については、受付から30日を過ぎることを了承します。
4) 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書類の提出後に申請内容の変更があった場合は、書類の修正・追加が必要となることに同意します。また、申請内容について事実と相違する又は変更があった場合、入所取消又は利用調整から外れることに同意します。
5) 利用者負担額について、父母が連帯して納付義務を負い、納付期限内に納付することを誓約します。また、児童手当の支給月において利用者負担額に滞納があった場合、児童手当法第22条に規定する特別徴収の方法により児童手当から利用者負担額を徴収することに同意します。
同意者署名欄(父) 筑紫野 一郎 (母) 筑紫野 和子

署名が必要です。
必ずご記入ください。

慣らし保育について

期間：おおむね1～2週間

入所後、児童が保育所の環境に慣れるまで、最初は数時間の保育から始めます。実施状況は児童の状態や家庭の事情などによって異なるため、入所後、保護者と相談しながら決めます。

また、職場に復帰する人(産休・育休明け等)や、就労が決まった人については、その予定日から最大3週間の範囲で、慣らし保育期間として入所を認めています。申請書の「希望する利用期間」の開始日については慣らし保育開始日の日付を記入ください。ただし、入所人員の状況によっては、慣らし保育のための入所ができない場合があります。

(例) 5月18日復職の場合⇒入所希望日4月27日より可能

4月22日復職の場合⇒入所希望日4月1日より可能

※ただし、4月1日から復職で3月から慣らし保育を希望される場合、入所定員の関係で、例年、3月からの入所が困難となっています。この場合4月1日から慣らし保育開始となりますので、ご了承ください。

また、入所日となる慣らし保育開始日から、保育料がかかります。